

(平 29.6.19  
総 10 - 7)

## 政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）

### 1. 日程等

#### （1）日程

平成 29 年 4 月 23 日（日）～4 月 30 日（日）

#### （2）出張者

岡村 忠生 委員

沼尾 波子 委員

#### （3）随行者

高橋 龍太 財務省主税局調査課税制調査室長

小沢 百々子 財務省主税局調査課外国調査第二係長

山崎 大介 国税庁課税部個人課税課課長補佐

沼澤 弘平 総務省自治税務局都道府県税課課長補佐

#### （4）訪問先

[アメリカ] 財務省、内国歳入庁、社会保障庁、ジョージタウン大学、デロイト

[カナダ] 財務省、歳入庁、雇用・社会開発省、オタワ大学

### 2. 調査概要

今回の政府税制調査会海外調査では、経済活動の ICT 化や多様化を踏まえ、各調査国における、

- (1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組
- (2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

をはじめとする、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について聴取した。本報告書は、その概要をまとめたものである。

## 【アメリカ】

### (1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

#### ① 個人所得課税の申告手続

- 伝統的な申告納税制度の基本原則が貫かれており、給与所得等に配当・キャピタルゲインに係る所得を合算して課税しており（配当・キャピタルゲインについては適用税率に上限が設けられている）、個人も自ら確定申告を行う（よって雇用者による年末調整は行わない）。
- こうした中、古くから確定申告を支援するビジネス（申告書作成ソフト開発会社、申告代行業（約 71 万の業者が申告全体の 60%を代行）等）が確立し、一定規模の産業となっていることから、記入済申告については大きな議論になりにくく、近々の導入は検討されていない。

#### ② 電子化を通じた納税者利便の向上

- 電子申告（e-file プログラム）の利用状況は、個人で全体の 85%超、法人は約 68%（全て 2014 年）（電子申告は、総資産 1,000 万ドル（10.8 億円）以上の法人及び 10 人超の申告代理を行う申告代理業者に対して義務化済）。
- 電子帳簿・書類については、米国において市販されている主なソフトウェアにはデータの作成・変更履歴が適正に記録される機能が備わっており、これを利用することによりデータの真正性が担保されることから、帳簿書類の電子化に当局の事前承認は不要。タイムスタンプの付与等も不要。したがって、証拠書類の電子的保存は容易。仮に作成・変更履歴の適正性が確認できない場合には、例えば、当該データに基づく経費計上が否認される等の取扱いがある。

### 【申告納税制度、確定申告ビジネスと記入済申告】

- 給与所得者も含め、全ての納税者が確定申告により 1 年分の所得税を精算する仕組みを採用しており、申告手続の負担について不満を述べる納税者もいる。その主な理由は所得税の計算方法が複雑であることにあり、国会議員の中にも、全ての申告内容が 1 ページに収まるよう税制を簡素化すべきという主張をしていた者がいた。一方、米国民は現在の申告方式に慣れており、また、ビジネスに関する利害から税制が複雑になっている面もある。税制の構築に当たっては、利害関係者の意見をバランスよく反映することが必要であるため、簡素であることが常に他の政策目的に優先するということではない。記入済申告に関しては、申告書を作成するためのソフトを開発している業界や、申告書作成の代行を行っている業界の利益にも留意する必要があり、それらの業界はいずれも記入済申告の実施に反対している。（財務省）
- 内国歳入庁（IRS）が記入済申告を行わないのは、技術上の問題ではなく、議会の意思により当該施策の実施が制限されることによるもの。そのような制限が行われている理由としては、①電子的な情報は他者から容易に盗み見される可能性があるという懸念、②IRS が第

三者から得ている納税者の所得に係る情報は一部に過ぎず、効率化効果も限定的であること、③情報が事前提供されていない所得について、納税者が意図的に除外して申告する可能性もあり、納税者のコンプライアンスに悪影響を与えかねないこと、④申告代行業者等が反対していること、などが挙げられる。④については、IRS が記入済申告を実施すると当該業界の仕事を奪うことにもなりかねないため、反対している。(財務省)

- 申告に係る納税者の負担を軽減する観点からは、低所得者層に対するボランティアによる申告支援や、電子申告を行うための無料ソフトの提供などが行われている。また、Form1040EZ や Form1040A など簡易な所得税申告様式も提供している。申告手続の負担軽減という観点からは、このような様々な手段が講じられてきたという経緯もあり、近い将来に記入済申告が実施されるということは恐らくない。(財務省)
- 米国では、盗難された ID を利用したなりすまし申告が社会的な問題となっている。個人情報保護に対する関心が高い中、納税者の所得に関するデータをやり取りするためには、適切な安全管理措置を講じる必要があり、こうしたシステム及びネットワークを整備するためには相応の投資が必要となるだろう。(ジョージタウン大学)

### 【電子申告、電子納税】

- 個人の電子申告 (e-file) プログラムでの申告は、2014 年時点で 85% を超えている。個人よりも事業者の方が電子申告割合は低いものの、年々増加しており、パートナーシップについては 74%、法人税については 68%。遺産及び信託に係る申告では 73%、非課税団体の申告は 57% となっている。自営業者の電子申告割合は 32% と最も低い。(内国歳入庁)
- 電子申告 (e-file) プログラムは、コストが安く、受取結果につきすぐに回答が出るため民間も支持。これを受けて、IRS では電子的に受け取れるデータを拡充。一方で、電子では受け取れないフォームも一定数存在しており、今後全てのフォームを電子で受け取れるように努力していく。電子では受け取れないフォームが存在する理由としては、提出数が少ない、紙に記入する方が簡単、プラットフォーム作成に係る予算上の制約、等。(内国歳入庁)
- 米国では、資産総額 1,000 万ドル (10.8 億円) 以上、かつ、法定調書も含め年間の申告件数が 250 件以上の法人のほか、年間 10 件超の申告を行う申告書作成業者等に対しても電子申告が義務付けられている。(デロイト)
- インターネットへのアクセスやそのコスト負担等を考慮すると、個人納税者に直接電子申告の義務を課すことは難しいが、代わりに申告書作成業者等に対して電子申告が義務付けられているため、所得税も多くが電子申告義務の対象になっている。(デロイト)
- 電子の方が簡易に申告でき、かつ、郵便事故に関する心配をする必要もないことから、多くの納税者は好んで電子申告を行っている。(デロイト)
- 紳税制度については、Electronic Federal Tax Payment System (EFTPS)、Electronic Funds Withdrawal (EFW)、クレジットカードによる納税等様々な方法を有している。特に、EFTPS については、2015 年に携帯アプリである「IRS2GO」が使えるようになった。また、2014 年か

ら「Direct Pay!」により5ステップで口座からの直接引き落としが行えるようになり、これは成功している。全体の約70%が電子的な納税であり、残りは小切手や為替等である。(内国歳入庁)

- 還付金の受取方法は納税者が指定するが、ほとんどが電子的送金を選択。納税者が何も選択しない場合、小切手での還付になる。還付金は複数の口座に分けることができ、個人退職勘定（IRA）等へ直接入金することも可能。(内国歳入庁)

#### 【帳簿や書類の電子保存】

- 記帳の方法は、特定の方法しか認められていないというわけではなく、書面であっても電子であっても構わない。ただし、電子的な記帳を行っている場合であっても、領収書やキャンセルチェック等、経費や控除の内容を実証するための書類は、原本の保存が必要。(デロイト)
- 税務上の保存すべき書類（レシート、支払証明書等）の記録の真正は、税の簡便な申告と正しい内容の申告を担保するため納税者が保持することとされているが、どのような形式で保持すべきかは法定されていない。保存義務に違反した場合、加算税が発生する。(内国歳入庁)
- 税務上の保存すべき書類を電子的に保存する場合、電子データの真正性を担保する枠組みとして、タイムスタンプ等は不要。税務調査時、調査官は納税者に対し、電子データの原本のコピー（バックファイル）を提出するよう要求する。多くの小規模事業者は市販の会計ソフトウェアを使用しており、調査官はそのメタデータで作成日付、変更日付、変更内容、変更者等を確認する。記録中に矛盾がある場合、調査官は取引相手方に連絡し、相手方から記録のコピー入手し、比較する。(内国歳入庁)

### (2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

多種多様な法定調書や他機関から共有された情報等に基づくマッチングの結果を踏まえ、個別調査により申告内容の適正性を確認。新しい経済への対応については、今後の課題だが、現行制度でも、シェアリングエコノミーに係る情報の一部は法定調書により入手可能。また、フィンテック関連では、最近、「ジョン・ドウ・サモンズ」の発出により、ビットコイン取引所の顧客情報の提供を求めた例あり。

#### ① 多様な法定調書による情報提供

事業の場合、約250の報告義務のある取引が存在（日本には60の法定調書が存在）するなど、多様な法定調書により情報提供が行われている。

##### ※ 法定調書の例

- ・クレジットカード・デビットカード等による代金の受取（第三者ネットワーク取引については、年間の取引回数が200回超かつ取引総額が2万ドル（216万円）超の

場合に限る) <Form1099-K>や、

- ・現金の受取（1万ドル（108万円）超の事業取引に限る）<Form8300>、
- ・役務提供の対価の支払（600ドル（6.5万円）以上の取引に限る）<Form1099-MISC>

## ② 連邦他省庁・州地方政府との情報共有

連邦他省庁・州地方政府との間で主に電子的に情報を共有。データのマッチングにより、様々な行政に活用されている。

### ※ 共有情報の活用例

税の誤還付防止、適切な税務調査、補助金受給資格の確認、納税者と公共機関の債権債務関係の一括処理

## ③ 個別の調査による情報提供要請

一般的な「質問検査（証言録取、対象物件の検査等）」に加え、「行政召喚状：サモンズ（出頭、資料提出、証言録取等）」による情報提供要請も行う。更に、不特定の納税者に関する情報提供要請のために第三者に対して発出する行政召喚状、すなわち、「ジョン・ドゥ・サモンズ」による情報提供要請も一定の要件の下で可能。

※ 納税義務者の氏名を特定しないジョン・ドゥ・サモンズは、当局が以下を立証し、裁判所の許可を得る必要。

- イ) 当該サモンズが特定の者又は確定可能な集団ないし種類の者達の調査に関するものであること
- ロ) これらの者若しくは集団ないし種類の者達が内国歳入法のいずれかの規定に違反し又は違反した可能性があると信じるに足る合理的な根拠が存在すること
- ハ) 記録若しくは証言の検査によって入手しようとしている情報（サモンズの目的たる納税義務者の氏名を含む）が他の情報源からは容易に入手しえないこと

## 【多様な法定調書による情報提供】

- 個人、事業ともに一定の法定調書を提出する必要がある。事業の場合、約250の報告義務のある取引が存在。どのような調書を提出しなければならないかは法定されているが、一般的には利子、配当、株式、医療、退職、ブローカー等。（内国歳入庁）
- クレジットカード取引は、一部法定調書化している。5年前の税制改正でクレジットカード等を使用した取引は、クレジットカード会社等から調書が提出される（Form1099-K）。第三者ネットワーク取引に関する報告には、年間の取引回数が200回超かつ取引総額が2万ドル（216万円）超の場合に調書提出義務が生じる。（内国歳入庁）
- 銀行口座情報は、各法定調書で利子、配当、住宅ローン等を報告するが、口座残高は報告義務なし。（内国歳入庁）
- 2015年の法定調書提出件数は約25億件であり、うち電子による提出は約98%。（内国歳入庁）
- 法定調書の多くは電子提出が義務化されており、IRSは申告を受け付けるためのものとは別

に、法定調書を受け付けるためのシステムを有している。電子提出が求められる典型的な調書としては、源泉徴収に係る Form1042-S が挙げられる。電子提出は免除を申請することも可能だが、その手続を経ずに書面で提出すれば義務違反となる。(デロイト)

- IRS はこれらの調書による情報を、納税者から提出された申告の内容とマッチングしており、仮に不一致があった場合は、納税者に対してその旨の通知を送付。同通知を受けた納税者は、申告内容が正しいことを実証するために証拠書類を提出するか、さもなければ申告内容の誤りを是正することとなる。(デロイト)

#### 【連邦他省庁・州地方政府との情報共有】

- 還付型控除の執行や、税歳入の保持のため、IRS は連邦、州、地方政府機関と、税務調査結果や申告書情報（個人・事業者）、雇用税に係る情報等のデータ交換を行う。例えば勤労所得税額控除（EITC）は、連邦養育費命令登録（連邦保健福祉省所管）、誤った還付を減らすプログラム（州所管）、代行者のワーニングレターリスト（州及び地方所管）等のデータが交換される。税務調査結果は、調査の過程で得た企業情報等については共有せず、調査額のみ共有している。（内国歳入庁）
- 社会保障庁（SSA）からは、FormW-2（源泉徴収票）によりデータ共有がされる。給与所得者は自主的な税コンプライアンスシステムを担う大きな要素であり、IRS は彼らが適切に自己申告しているか FormW-2 によって確認する。加えて、毎年新たに発行された社会保障番号（SSN）や氏名、納税者の死亡情報、社会保障給付の年次報告書、納税者の住所等（徴税のために必要となる）、28 のデータファイルを主に電子的に交換。（内国歳入庁）
- 州とは緊密に情報交換のやり取りを電子で行っており、その方法は Modernized e-File (MeF) のほか、複数の電子的プログラムが存在。交換している情報は州ごとに異なるほか、交換頻度や自動的な情報交換がなされるかはプログラムによる。多くの州ではベンダーからソフトを購入しており（全体の約 75%）、残りの 25% は自力でシステムを構築する等している。前者はベンダーのサポートを得られるが、後者はシステムに詳しい担当者が不在となることもあります、IRS にとってより負担がある。IRS はベンダーの承認システムをとっており、11 月にベンダーのソフトウェアテストを大まかに行い、問題なければ翌 1 月にファイリングを開始。（内国歳入庁）
- 連邦は売上税や財産税（遺産税は除く）を課していないが、地方のそれらのデータは共有を受けている。売上税の場合、主に税務調査目的で、事業者の申告上、総所得の中に売上も含んで申告がされているか等をマッチングしており、また財産税の場合は個人所得税申告上、利子を金融機関に支払っているかどうかを Form1099 等を用いてマッチングしている。（内国歳入庁）

#### 【個別の調査による情報提供要請】

- ジョン・ドウ・サモンズは不特定者に対するサモンズ（召喚状）であるが、①特定のグループに関連して、②税法違反の合理的な疑いがあるが、③その情報が他の情報源から容易に得

られない場合にのみ、使用することができる。①については、なりすましや名目上の氏名の使用、架空会社の存在により個人を特定できない場合や、租税回避スキームの形態は判明しているがそれに参加している者が特定できない場合等が考えられる。ジョン・ドゥ・サモンズ発出のための手続は IRS の中でもより上のレベルでの承認が必要。事前に裁判所の承認が必要であるが、これは納税者側が事前に通知 (notice) を受け取ることができないためである。ジョン・ドゥ・サモンズは、たびたび (regularly) ではないが、しばしば (frequently) という頻度である。(内国歳入庁)

- ジョン・ドゥ・サモンズが使用される対象としては、主に銀行や金融機関。銀行は取引情報が口座と紐付けられており、口座の所有者が特定されている一方、銀行は守秘義務の関係でサモンズなしには情報開示ができないためである。ジョン・ドゥ・サモンズが発出された最近の例として、①米国人がビットコイン取引を行っていることは明らかであるが、人物の特定ができないため、ビットコインのブローカーに対して発出したことがある。また、租税条約上の情報交換規定の下で、②オランダに税務上の居住地がある者で米国会社発行のデビット・クレジットカードを使用している者の情報を得るために発出した例もある（毎年オランダ国内において一定数以上の取引が行われていたかを基準として、当該カードと人物の紐付けを行い、当該人物がオランダ居住者であることを証明）。(内国歳入庁)
- ジョン・ドゥ・サモンズが使われる結果、真面目に申告を行っている納税者の情報も IRS に知られることになるといった批判もあるが、“fishing expedition”（調査の必要性を判断するための調査）とならないようグループの特定をしっかりと行うことで対処している。どのような検査においても周辺情報は入ってくるものであり、IRS には非常に強力な守秘義務が課されていることから、問題ないと考えている。(内国歳入庁)
- シェアリングエコノミーに係る所得捕捉についても、ジョン・ドゥ・サモンズは有効な手段になり得ると考えられるが、これを発出するためには、その利用者が適正な申告を行っていないことを明らかにする必要。また、IRS が覗き見により企業の活動を阻害しているといった批判を避けるためにも、同サモンズを利用した重点的な調査が経済社会に与える影響や、政府の政策全体における優先順位等についても検討する必要がある。(財務省)
- シェアリングエコノミーの所得把握のためにジョン・ドゥ・サモンズを発出した事例は今のところない。(内国歳入庁)
- シェアリングエコノミーに関する情報収集は、プラットフォームを提供する事業者に対して法定調書の提出義務を求めることや、税務調査やサモンズにより個別の情報提供要請を行うこと等が考えられるが、一定の基準を満たす取引に係る調書が毎年提出される方が効率的かもしれない。このほか、こうした事業者から源泉徴収を行うことも選択肢の一つではないか。(ジョージタウン大学)
- カーシェアリング等により利益を得ている者は、基本的には独立した契約者とみなされるものと理解している。そのため、こうした者に賃料等を支払う者は、年間の支払が 600 ドル (6.5 万円) 以上の場合は、所定の法定調書 (Form 1099-MISC) を IRS に提出することになる。(デロイト)

## 【その他】

- 現在、累計付番件数で約 5,000 億件の SSN が使用されている。政府やその機関に SSN の使用を義務付け、又は許可する多くの法律がある。例えば、国家公務員任用委員会 (Civil Service Commission) の警察官関係手続、米国債の購入、65 歳に達した者のメディケア加入、退役軍人の入院保険、国防総省の兵役等システム、州の税務行政、公的扶助、運転免許、フードスタンプ（現在は補足的栄養支援に名称変更している）等のプログラム、連邦・州・地方政府の囚人関係手続など、様々なところで使用されている。また、民間では、銀行、貯蓄貸付組合、信用協同組合、証券ブローカー等において SSN の使用が必要とされている。（社会保障庁）
- 雇用主は、Form W-2 及び Form W-3（源泉徴収集計表）を SSA に提出し、SSA は雇用主が報告したデータを IRS に提供する。雇用主の立場からは、同じ情報を IRS と SSA の両方に提出せずに済むことで、負担軽減になっている。雇用主は SSA だけに提出すればよく、被用者・納税者は IRS に申告すればよい。（社会保障庁）
- 銀行は、口座取引をする者の SSN を入手することが必要。銀行は、SSN の入手に当たり、顧客から同意を得る必要がある。顧客も、法律により、SSN の提供が求められている。（社会保障庁）

（備考） 邦貨換算レートは、1 ドル=108 円（基準外国為替相場：平成 29 年（2017 年）1 月中適用）。

## 【カナダ】

### (1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

#### ① 個人所得課税の申告手続

- ・ 金融所得を含め純粋な総合課税を採用しており、申告納税制度の下、全ての個人が確定申告を行う（よって年末調整は行わない）。
- ・ 納税者の利便性向上等の観点から、「記入済申告書 (Auto-fill my return)」を 2015 年に導入。歳入庁が記入するデータは、法律に基づき、各機関からおおむね電子的に取得。
- ・ 但し、記入済の情報は既存の制度上当局が入手可能な法定調書等に基づく情報のみであり、相当程度の情報（キャピタルゲインの取得価額、諸控除の適用に必要な情報等）は自ら記入する必要がある。
- ・ 控除の種類が多い等の理由により代行業者を頼る納税者も多く、税務代理人を通じた申告は個人所得税申告の約 6 割を占める。

#### ② 電子化を通じた納税者利便の向上

- ・ 申告に係る手続全般で納税者利便を考慮した電子化が進展。例えば、
  - ◆ 給与所得者が電子申告を行う際は、添付書類の省略可能（手元で保存すればよい）
  - ◆ モバイル端末からも電子申告可能
  - ◆ 社会保険番号・生年月日のみの入力で個人認証可能（ただし、記入済申告書を利用するためには別途登録が必要）
- ・ 電子申告割合（2015 年度）
  - ◆ 個人所得税：85%（10 件超の申告代理を行う業者は義務化）
  - ◆ 法人税：88%（総収入 100 万カナダドル（8,100 万円）超の法人は義務化）
  - ◆ 付加価値税：84%（課税売上 150 万カナダドル（1.2 億円）超の事業者は義務化）

#### 【給与所得者等の記入済申告書】

- 記入済申告書の導入の目的は、納税者、申告代行業者がカナダ歳入庁 (CRA) の保有情報を利用できるようにすることで、申告書作成のスピードアップにつなげるとともに、申告漏れ項目をなくすことである。（歳入庁）
- まず、2015 年に申告代行業者を対象として「Tax Data Delivery」サービスを導入した。これは、税務代理人を通じた電子申告の際に、CRA が申告依頼者のデータを提供するサービスである。2016 年にはサービスの提供対象を納税者本人による電子申告にも拡大した（同時に名称も「Auto-fill my return」に変更）。（歳入庁）
- 利用件数は、2015 年は 93 万件、2016 年は 580 万件（うち 65 万件が本人による申告）、2017 年は 4 月時点で既に 560 万件（うち 110 万件が本人による申告）であり、毎年、非常に大きく伸びている。（歳入庁）

- 記入済申告書を利用するためには、納税者は税務手続ポータルサイトである My Account に登録する必要。My Account への登録の際に、ユーザー名及びパスワードとして銀行のバンクカードの番号（銀行が発行するクライアント・カードに記載された顧客番号）を使用できるよう、大手 15 金融機関と取決めを行っている。（歳入庁）
- 電子申告ソフトで記入済申告書の使用を選択し、My Account にログインすれば、CRA から法定調書や税務上の情報を送信する。申告代行業者による申告の場合には、納税者に負債があるかなど、追加的に役立つ情報も送信される。（歳入庁）
- これらの情報は申告ソフト上に表示され、問題がない場合、利用者が承認すれば申告書に反映。不正確な部分がある場合には、その部分のみ承認せず、自分で記入すれば良い。（歳入庁）
- 様々な控除項目は表示されないため、授業料、医療費等の控除に関する情報は自分で記入する。法定調書は、利子、配当、給付金の支払等の多くの種類を提供している。（歳入庁）
- 本サービスの利点は、納税者にとっては、申告に要する時間や手間を省けること、ミスが減ること、修正申告が減ること、修正申告に伴う給付金等の額の再計算の必要が減ることなど。CRA にとっての利点は、課税の質の向上につながること、正確さの向上につながること、納税者に提供する情報の量が改善すること、問合せ電話が減ることである。（歳入庁）
- 事業者は、被用者の税に関する全情報を法定調書により CRA に報告する。CRA は、その情報を My Account にアップロードする。金融機関等も納税者に法定調書を送付する義務がある。CRA としては、民間企業に対し、各法定調書は 2 月末まで（一部は 3 月以降）に納税者に送るように言っているが、発行期限が申告開始時期より後であるという問題がある。そこで、申告開始日を毎年少しづつ遅らせてきている。ただし、申告開始月である 2 月に申告する者は全体の約 5 % で、最終週に申告するのが普通である。（歳入庁）
- 申告期限までに支払調書が届かないときは、申告を遅らせる者もいるが、申告期限までに申告しなければ、罰則がある。CRA には、支払調書の 8 割が 3 月中旬までに、98% が 3 月末までに届く。おそらく、ほぼ同時に納税者にも送達されている。政府機関が発行する支払調書は 2 月中旬までに CRA に届く。（歳入庁）
- 信託（T3）、給与（T4）及び投資（T5）に係る法定調書の提出に関しては、現行法で既に提出の義務付けがあったため、税法改正は不要であった。キャピタルゲインに係る株式売却等の情報は、T5008 の法定調書により、金融機関から取得する。ただし、当初の取得価額は記入されていないため、納税者に記入させ、CRA が審査する。（歳入庁）
- 記入済申告書は、数十年前から連邦政府の他の機関が CRA に必要な情報を伝える義務があつたことにより可能となった。その情報を活用して、申告を便利にしたものであり、法律改正は必要なかった。しかし、大学の授業料や医療費等の控除額に係る情報は法定調書では入手できない。将来的には追加したいが、そのためには法律改正が必要である。というのも、被用者は雇用主に対し社会保険番号の報告義務があるが、法律上、大学が学生に社会保険番号を提供させる権限はない。何らかの法定調書を提出させるためには、法律改正が必要となる。（歳入庁）

- 誤った社会保険番号により、申告書への誤った内容の記入が行われる可能性はあるが、それに先立って納税者には法定調書が送達されているため、あくまで納税者の確認を経た上で記入されたということである。また、CRA でも氏名の不一致等の確認を行っているため、誤った情報が申告書に記入されることは、実際にはまずあり得ない。(歳入庁)
- 更なる改善点としては、①過去3年分までの申告は既に可能としたが、新たな法定調書が発行された場合などの追加、修正の必要性の警告ができるようにしたい。②将来的には、政府全体のポータルサイトである My Service Canada 等から記入済申告書にアクセスできるようすることを目指している。③申告支援を行っているコミュニティ・ボランティアも記入済申告書を利用できるようにさせたい。ボランティアは納税者によって権限を与えられていないのが課題である。(歳入庁)

### 【電子申告・納税の推進】

- 電子申告の利用状況は、個人所得税：85%、法人所得税：88%、付加価値税：84%（2015 年度）。(歳入庁)
- 電子申告の仕組みとしては、個人が自分の又は公立図書館のコンピューターを使って行う「NETFILE」（2000 年導入）と、申告代行業者が申告を行う「EFILE」（1993 年導入）がある。NETFILE 利用時の個人認証については、以前は社会保険番号及び生年月日のほか、当局から郵送したウェブ・アクセス・コードが必要とされていたが、コードは廃止し、社会保険番号及び生年月日のみで個人認証を可能とした。廃止初年度、不正申告や認証対象の誤りがないか、CRA 内部にタスクフォースを設けて実際に申告書を検証したが、問題はなかった。(歳入庁)
- 100 種類を超える税額控除が存在しているため、自分で申告する場合には控除漏れの不安があることが主な理由となり、申告代行業者を使う納税者が多い。業者は全国で約 6 万件登録されている。業者自身の所得税の未納額が 1,200 カナダドル（9.7 万円）以上ある場合、他者の申告を扱ってはならないこととしており、毎年、登録資格を検証している。(歳入庁)
- 個人所得税に関して、紙での申告はまだ 460 万件存在する。このうち 140 万件はバーコードで処理できるので容易だが、残り 320 万件は手作業でのデータ取り込みが必要なため、この数字を減らしたいと考えている。そのため、2、3 年前に全ての納税者に電子申告を義務付けることを目指したが、結果的には 10 件超の申告書を取り扱う申告代行業者にのみ義務付けを行った。この結果、個人所得税の電子申告割合は 10% 以上上昇したが、ほとんどが電子申告になるにはあと 2、3 年は必要と考えている。(歳入庁)
- 毎年、紙申告者へのアンケート調査を実施している。紙で申告する主な理由は、「今まで紙で申告してきたから」「インターネットがない、使用できない又は（北極圏などで）接続がよくない」「パソコンがない」等である。(歳入庁)
- CRA の研究部門の調査によると、全国で最も電子申告率が高い地域はマニトバ州のある地域であり、そこでは 94% という高い電子申告割合であった。そこで、電子申告割合が高い理由を調べたところ、この地域には、小さな集会場で税務職員を総動員して地域社会全体のため

に電子申告を手伝っている税務署があつたり、小さな事務所スペースで従業員やその家族の電子申告を手伝っている雇用主・事業者がいたりすることが理由だった。CRAでは、この情報を公開し、申告代行業界や地域社会に伝えており、これにより、会計事務所の納税事務所ビジネスや地域社会において電子申告割合を上げる方法の発見につながり、全国の電子申告割合が上がることを期待している。(歳入庁)

- 最終的には全員が電子申告をしてくれるよう、行動経済学のナッジの方法を用いたマーケティング戦略を行っている。例えば、電子申告を促すレターを送る際、はがきで送ると、読まずに捨てられてしまうので効果が無かったが、政府から茶封筒が送られてくると皆が開封するので効果がある。(歳入庁)
- 同時に、電子申告の利便性も向上させている。例えば、初めて申告する納税者(移民、新社会人等)は、本人確認が困難で不正申告の可能性があることから、これまで電子申告を認めていなかったが、これらの納税者についても電子申告を認め、申告を初めて行う時から電子申告の行動パターンが形成されるようにした。結果として、制度上、電子申告ができないのは、死者、破産者、非居住者のみとなった。(歳入庁)

## (2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

連邦他省庁・州地方政府との情報共有が発達。法定調書により提供された情報も併せてマッチングを行い、その結果を踏まえ、個別調査により申告内容の適正性を確認。新しい経済への対応については、近年、ネットオークションの運営会社(第三者)に対し、不特定の出品者等に関する情報提供を求めた例あり。

### ① 法定調書

納税者の所得は給与・利子・配当等に係る法定調書(ほぼ電子的に提出)により把握し、歳入庁でマッチングを実施。

### ② 連邦他省庁・州地方政府との情報共有

連邦他省庁・州地方政府との間で主に電子的な情報共有が行われ、データマッチングされることで、税の誤還付防止や納税者と公共機関の債権債務関係の一括処理(例:税還付金と負債・学生ローン未払額との相殺)等、様々な行政に活用。

### ③ 個別の調査による情報提供要請

納税者及び第三者に対して質問検査(実地での聞き取り調査・情報提供要請等)を行うことができ、不特定の者に関する情報の提供を第三者に対して求めることが一定の要件の下で可能。

※納税義務者の氏名を特定せずに第三者に情報提供を求めるには、当局が以下を立証し、裁判所の許可を得る必要。

- イ) 調査対象者が確定可能であり、
- ロ) 調査対象者の税法上のコンプライアンスを確認するための調査であること

## 【法定調書】

- 紿与・利子・配当等の支払者は法定調書を提出しなければならず、また、50超の法定調書を発行する事業者に対して法定調書の電子的提出を義務化している。(歳入庁)
- キャピタルゲインに関しては、株式の売買時に社会保険番号の告知が義務付けられており、証券会社は顧客から取得した社会保険番号を記入した法定調書(T5008)をCRAに提出する。ただし、当初の取得価額は記入されていない。(歳入庁、雇用・社会開発省)
- アパートを売却した場合の譲渡所得は、過去に家賃収入に社会保険番号を紐付けて申告しているため、CRAに対して隠し通すことはできない。(雇用・社会開発省)

## 【連邦他省庁・州地方政府との情報共有】

- 個人所得税に関して、納税者は連邦税と州税を同時にCRAに申告する。その例外はケベック州だが、CRAとケベック州政府は協定を結んでおり、連邦が得た情報はケベック州に提供され、ケベック州でもデータが得られるようになっている。(歳入庁)
- CRAはカナダ最大の個人情報取得者であり、州政府にも情報を提供している。例えば、個人年金(RRSP)への拠出には所得控除があるが、連邦政府と州政府に同じ額が申告されないと(誤った額により申告が行われた方の税当局では)更正が必要となるので、このような場合に情報を共有している。このように連邦政府から州政府に情報が提供されていることは、広く知られている。(歳入庁)
- CRAは納税者の負債や学生ローン未払金の情報を入手している。還付金は納税者に公的な債務がある場合には、相殺して支給され、各債務への充当の順は決まっている。そのため、CRAはそのデータベースを保有しており、これらの情報は社会保険番号と紐付けされている。CRAは、連邦政府の他の機関と協定を結んでいて、連邦全体の徴収機関(collection agency)となっているが、市町村とまでは協定を結んでいない。(歳入庁)
- 雇用・開発省(ESDC)がデータを共有している相手は、CRA、カナダ年金プラン、老齢保障プログラム、ケベック健康プログラム、ケベック州歳入庁である。CRAに対しては、毎週、ごく一部を除いたマスターファイルの全情報(社会保険番号、本人情報、休眠、不正、死亡)を送信している。(雇用・社会開発省)

## 【個別の調査による情報提供要請】

- 一般的に、CRAの情報提供要請に納税者は協力的である。CRAは納税者に対して質問したり、文書の押収や所在地の捜索を行ったりすることが出来る。自己申告制度の下、申告内容を証明する資料の提出ができなければ追加で納付しなければならないという認識があるため、納税者は協力しているものと考えている。(財務省)
- 税務調査に関して、原則としてCRAは特定された調査対象者に関する情報しか得ることができないが、不特定の調査対象者に関する情報の提供を要請する場合には、裁判所の許可を得る必要がある。その要件として、①調査対象者が確定可能であること、②調査対象者の税法

上のコンプライアンスを確認するための調査であること、の2つの条件が満たされた場合、裁判所はそのような情報提供要請を許可できることが税法上規定されている。(財務省)

- 不特定の調査対象に対する情報提供要請について、裁判所による許可の取得は難しいものと認識している。ただし、最近の判例は変化してきている傾向があり、近年では eBay (大手ネットオークションサイト運営会社) から情報を入手した事例も存在する。また、現在のところ、当該条項に関して法改正の予定はない。(財務省)
- 調査の目的が刑法上の訴追であることが明白になれば、税務調査権限に基づいて入手した証拠は訴追の証拠として使用できなくなり、調査対象者に対しては刑法上の被疑者の権利が与えられる。(財務省)

### 【その他】

- 連邦と州は共通の税目を有しており、連邦政府と州政府で徴税協定を結んで連携している。個人所得税に関しては、ケベック州を除いた全ての州と協定を結んでおり、法人所得税に関しては、ケベック州・アルバータ州を除いた全ての州と協定を結んでいる。この場合、申告は CRA のみに行けばよく、徴収も CRA が無料で代行している。また、課税標準は連邦が決定する一方、州は連邦税の課税標準に基づいて独自の税率、税額控除を設定できる。ただし、州の税額控除や給付プログラムが連邦のものと大きく異なっている場合には、州は連邦に徴収料を支払っている。また、州間の資本・財貨・人の自由な移動を妨げることを目的とする控除は協定上認められない。(財務省)
- 付加価値税に関しては、連邦と州の協定が全国的に見られるわけではなく、5州のみ連邦の付加価値税 (GST) と州の販売税を統合し、HST (統合販売税) を導入している。HST は連邦の GST と同様の課税標準に対して州ごとの税率を設定するものであり、徴収は CRA が行っている。他方、ケベック州は独自の制度を有しており、連邦と協定を結び、連邦の GST と州の付加価値税の2段階の課税をして、連邦分も併せて州の歳入庁が徴収している。その他、3つの州が HST に移行せずに州の小売売上税を課しており、アルバータ州は州の販売税を設けていない。(財務省、オタワ大学)
- 連邦が州税の徴収を代行する仕組みの利点としては、①行政側の徴税コストの削減や②納税者のコンプライアンスコストの軽減が挙げられるが、最も大きな利点は、③全国的に調和のとれた税制の構築につながるということだと考えている。徴税協定に関しては、課税ベースの決定や租税政策の実施について連邦政府が主導的な役割を果たしている。カナダのように州をまたがる取引が活発に行われている国においては、州ごとの税競争によって経済全体の効率を損ねることにもなりかねないため、全国的に調和のとれた税制を構築することは特に重要である。(オタワ大学)
- 徴税協定の仕組みは、このような連邦主導による税の調和を維持しつつ、④課税に関する地方分権を実現しているということも大きな利点である。カナダにおいては、医療、教育、福祉等の政策は州の所掌とされており、歳出面では州への分権が図られている。一方、歳入面についても、徴税協定の下、州独自の税率や控除を設定できる仕組みとなっている。州政府

の説明責任が歳出側と歳入側で非対称なものとなれば、財政規律も働くなくなるため、課税面での分権が図られていることは重要である。（オタワ大学）

（備考）邦貨換算レートは、1カナダドル=81円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。

（以上）